

八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付要綱に基づく審査について

八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付要綱第 12 条第 1 項に基づく補助金交付申請の審査は、提出書類の形式審査を行い、申請内容について下表の審査基準により各 5 段階評価で審査を行う。形式審査で問題がなく、内容審査で全審査項目の平均評点が 3 点以上（小数点以下切捨）である場合に交付を決定する。

【審査基準（ソフト部門）】

審査項目	審査の内容
① 魅力づくり事業の公共性・公益性について	公共性・公益性が担保されているか。また、限られた店舗・企業で出店を独占しておらず、一定数の店舗等が参加しているか。
② 魅力づくり事業の計画について	目的、コンセプト、ターゲット及び資金計画等が妥当であるか。
③ 魅力づくり事業の影響力について	広く一般市民に参加の機会が与えられているか。その上で、一定程度の影響力が期待できるか。 （イベントであれば、概ね 100 人以上の集客が見込める等）
④ 魅力づくり事業のシティプロモーション力について	八王子の自然・文化・産業など多様な魅力を発信し、八王子のファンを増やす機会になると認められるか。
⑤ 魅力づくり事業の継続性について	事業継続のための管理・運営体制等が予定されているか。